

グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="295 295 943 327">グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程</p> <p data-bbox="853 359 1066 387">2021年5月24日</p> <p data-bbox="808 418 1066 446">2021年度規程第8号</p> <p data-bbox="454 478 1066 507"><u>一部改正 2026年3月31日 2025年度規程第80号</u></p> <p data-bbox="165 600 427 630">第1条～第8条（略）</p> <p data-bbox="165 722 472 753">（交付に当たっての条件）</p> <p data-bbox="165 783 1115 876">第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="194 906 349 936">一～四（略）</p> <p data-bbox="194 967 1115 1241">五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p data-bbox="194 1272 349 1302">六～八（略）</p> <p data-bbox="194 1332 1099 1425">九 2030年目標等に係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するとき <u>（当該補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）</u> は、完了</p>	<p data-bbox="1267 295 1915 327">グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程</p> <p data-bbox="1827 359 2040 387">2021年5月24日</p> <p data-bbox="1783 418 2040 446">2021年度規程第8号</p> <p data-bbox="1131 600 1393 630">第1条～第8条（略）</p> <p data-bbox="1131 722 1438 753">（交付に当たっての条件）</p> <p data-bbox="1131 783 2080 876">第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="1160 906 1314 936">一～四（略）</p> <p data-bbox="1160 967 2080 1241">五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p data-bbox="1160 1272 1314 1302">六～八（略）</p> <p data-bbox="1160 1332 2087 1425">九 2030年目標等に係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内 <u>（当該補助事業の廃止</u></p>

の日の翌日から起算して61日以内に、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するとき（第31条第8項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第31条第8項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十～三十七（略）

2（略）

第10条～第14条（略）

（財産の管理等）

第15条

1～2（略）

3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得

財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。

4 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収

の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するとき（第31条第8項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第31条第8項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十～三十七（略）

2（略）

第10条～第14条（略）

（財産の管理等）

第15条

1～2（略）

(新設)

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収

入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業が完了するとき (補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。) は、完了の日の翌日から起算して 61 日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

第 16 条～第 34 条 (略)

附 則 (2025 年 12 月 31 日 2025 年度規程第 52 号)

この規程は、2026 年 1 月 1 日から実施する。

附 則 (2026 年 3 月 31 日 2025 年度規程第 80 号)

この規程は、2026 年 4 月 1 日から実施する。

入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内 (補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで) に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

第 16 条～第 34 条 (略)

附 則 (2025 年 12 月 31 日 2025 年度規程第 52 号)

この規程は、2026 年 1 月 1 日から実施する。

別記 1		別記 1	
補助対象費用（内容）		補助対象費用（内容）	
費目	細目	費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。		2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。		3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。	II 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。		2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。
III その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	III その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。		3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。

	<p>4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費等。</p>		<p>4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿料。</p>
<p>IV 委託費・共同研究費</p>	<p>1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>	<p>IV 委託費・共同研究費</p>	<p>1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>
<p>※Ⅱ 労務費のうち 1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。</p> <p>※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要がある。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の 50%未満。</p> <p>※学術機関等に対する IV. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能。</p> <p>別記 2 (略)</p> <p><u>様式第 1～第 21 別添のとおり</u></p>		<p>※Ⅱ 労務費のうち 1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。</p> <p>※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要がある。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の 50%未満。</p> <p>※学術機関等に対する IV. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能。</p> <p>別記 2 (略)</p> <p><u>様式第 1～第 21 別添のとおり</u></p>	